



アクサの
資産形成の変額年金

ユニット・リンク年金

アクサの「資産形成」の変額年金 ユニット・リンク年金
ユニット・リンク個人年金保険

アクサ生命

●この保険は右記の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。

死亡 資金準備

特長1

積立金額、死亡給付金額および年金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額個人年金保険です。

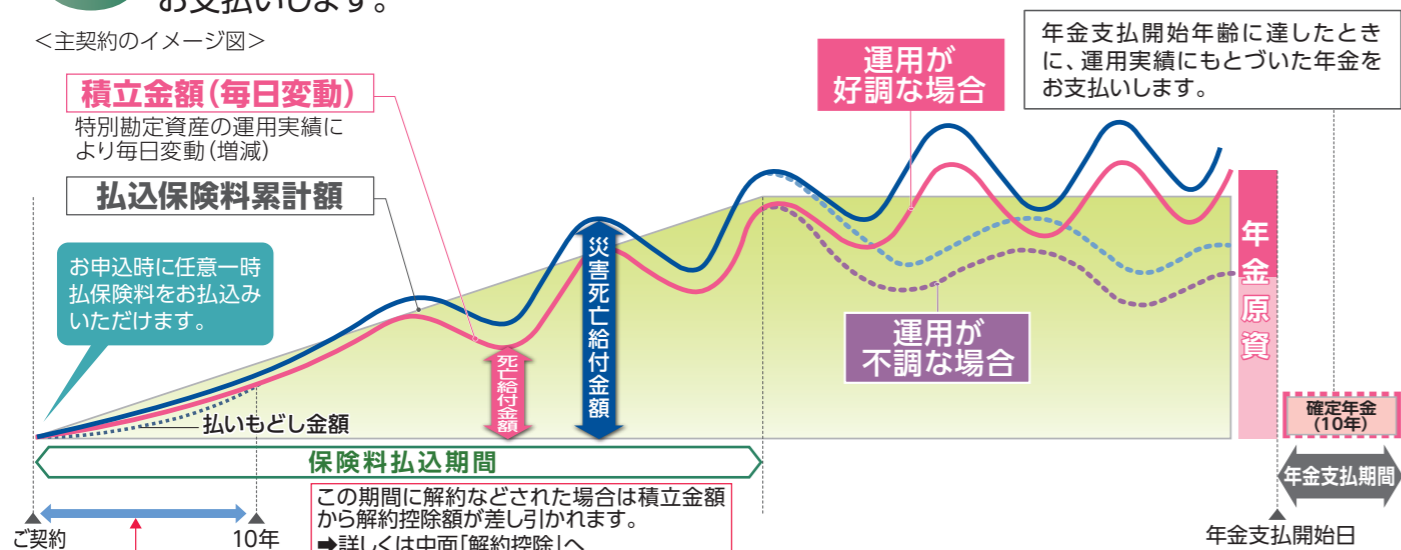
特長2

年金支払開始年齢に達したときに、運用実績にもとづいた年金をお支払いします。

特長3

年金支払開始日前に死亡したときは、運用実績に応じた災害死亡給付金または死亡給付金をお支払いします。

<主契約のイメージ図>



※記載の図はイメージであり、将来の積立金額、死亡給付金額および年金額などを保証するものではありません。



ご注意ください

投資リスクがあります

- この保険は積立金額、死亡給付金額および年金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額個人年金保険です。
- 特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスクなどがあります。これらのリスクはご契約者に帰属し、**ご契約者が損失を被ることがあります。**
- 年金受取総額やご契約を解約した場合の払いもどし金額などが**払込保険料総額を下回る場合があります。(年金額や払いもどし金額などに最低保証はありません。)**
- 特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ生命または第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。

費用がかかります

- この保険にかかる費用には、**ご契約の締結・維持、災害死亡保障などにかかる費用および特別勘定の運用にかかる費用**があります。
- お払込みいただく主契約の保険料から、保険関係費のうちご契約の締結、保険料の収納などに必要な費用を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。したがって、**払込保険料の全額が特別勘定で運用されるものではありません。**
- 特別勘定に繰り入れた後に、保険関係費のうちご契約の維持、災害死亡保障などに必要な費用や運用関係費を特別勘定資産から毎日控除します。
- ご契約の締結・維持、災害死亡保障などに必要な費用の総額については、被保険者の年齢・性別などにより異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。

10年未満は解約、ユニット・リンク払済年金保険への変更時に費用がかかります

- 解約日における**保険料払込年月数*が10年未満の場合**に、積立金額から解約控除額が差し引かれます。
- 解約控除額は、ご契約時の主契約の保険料に対し、保険料払込年月数*により計算した額となります。
- 特に早期に解約された場合は、解約控除額が大きくなり、払いもどし金はまったくない場合もあります。**
- 解約控除額は保険料払込年月数*、契約年齢、性別、保険料払込期間などによって異なり、具体的な金額を表示することができません。
- 保険料払込年月数*が10年未満の場合にユニット・リンク払済年金保険への変更をされる場合にも解約控除がかかります。**特に早期に変更を行った場合は、解約控除額が大きくなり、変更のお取り扱いができない場合もあります。**

*年払の場合は、月払保険料として特別勘定に繰り入れた年月数となります。

※費用・解約控除について詳しくは、中面をご覧ください。

お申込みの際は、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」を十分にお読みいただき、投資リスクやご負担いただく諸費用などの内容についてご理解・ご了解ください。

主契約の保障内容

年金支払開始日前

| このようなときにお支払いします | お支払金 | お支払額 |
|--------------------------------------|---------|-----------------|
| 不慮の事故・感染症により 死亡 したとき | 災害死亡給付金 | 死亡した日の積立金額×110% |
| 死亡 したとき(災害死亡給付金が支払われる場合を除きます) | 死亡給付金 | 死亡した日の積立金額 |

※お支払いの対象となる不慮の事故・感染症について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

年金支払開始日以後

| このようなときにお支払いします | お支払金 | お支払額 |
|-------------------------|-------|---|
| 年金支払日に 生存 しているとき | 年金 | 【第1回】年金支払開始日の前日の積立金額にもとづいて、所定の率で計算した金額 【第2回以後】第1回と同額 |
| 死亡 したとき | 死亡一時金 | 未払年金の現価に相当する金額 |

※年金支払開始日以後は、特別勘定による運用はしません。

主契約のお取り扱い範囲

| | |
|------------|---|
| 契約年齢 | 0歳～75歳 |
| 保険料払込期間 | 55歳/60歳/65歳/70歳/75歳/80歳/85歳/90歳満了、全期払15年/20年満了 |
| 保険料払込方法 | 月払/年払 |
| 主契約の保険料 | <ul style="list-style-type: none"> ●3大疾病保険料払込免除特約(一時金付)を付加しない場合(契約年齢により異なります。) 【月払】最低 15,000円/20,000円/25,000円/1,000円単位 【年払】最低 180,000円/240,000円/300,000円/10,000円単位 ●3大疾病保険料払込免除特約(一時金付)を付加する場合(年金支払開始年齢により異なります。) 【月払】最低 5,000円/10,000円/1,000円単位 【年払】最低 60,000円/120,000円/10,000円単位 ●【任意一時払*】最低 50万円/最高 3億円/10万円単位 ※最低保険料などをご契約の設定により異なります。詳しくはご契約の際にご確認ください。 |
| 年金支払開始年齢 | 60歳/65歳/70歳/95歳 |
| 年金の種類 | 確定年金(10年) |
| 解約時の払いもどし金 | 払いもどし金額は、特別勘定の運用実績にもとづいて変動(増減)します。そのため、運用実績によっては、ご契約を解約した場合の払いもどし金額が払込保険料総額を下回る場合があります。(払いもどし金額に最低保証はありません。) |
| 契約者配当金 | この保険には、契約者配当金はありません。 |

*お申込時に任意一時払保険料を払い込むことができます。この場合、第1回保険料に含めてお取り扱いします。ただし、「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加した場合は、任意一時払保険料を払い込むことができません。

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。

※契約年齢などによってお取り扱いできない範囲があります。

積立金の一部引出

- 年金支払開始日前に限り、アクサ生命所定の範囲内で、積立金の一部を引き出すことができます。
- 一部引出後の積立金額は、一部引出日の積立金額から一部引出額を差し引いた額とします。

■生命保険募集人について

アクサ生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

■年金などをお支払いしない場合などの制限事項について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

■このご案内は商品の概要を説明しています。ご契約の際には、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

※詳しくは、変額保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7777 (代表)

www.axa.co.jp/

お問合せ先・担当者

任意付加 特約の保障内容

- 右記の保障を希望されるお客さまにおすすめの特約です。 **病気(ガンを含む)やケガ** **ガン**

| 特約 | このようなときにお支払いします |
|---|---|
| 3大疾病保険料払込免除特約(一時金付) アクサの保険料払込免除特約 ワイドケア | 次の場合に、以後の保険料のお払込みの免除および3大疾病一時金のお支払いをいたします。*1 【保険料のお払込みを免除】 保険料払込期間中に以下のいずれかに該当したとき。 ●ガン…初めて診断確定されたとき*2 ●急性心筋梗塞・脳卒中…手術を受けたとき／継続5日以上入院したとき 【3大疾病一時金のお支払い】 特約保険期間中に以下のいずれかに該当したとき。 ●ガン…初めて診断確定されたとき*2 ●急性心筋梗塞・脳卒中…手術を受けたとき／継続5日以上入院したとき お支払金：3大疾病一時金／お支払額：3大疾病一時金額／お支払限度：1回 |
| 指定代理請求特約 | ご契約者が被保険者の同意を得てこの特約を付加した場合、所定の年金などの受取人が年金などを請求できない所定の事情があるときに、年金などの受取人に代わりあらかじめ指定された指定代理請求人が年金などを請求することができます。 |
| 保険給付の責任を開始する時期に関する特約 | ●この特約を付加した場合、ご契約のお申込み、または告知のいずれか遅い日が責任開始日となり、この日からアクサ生命はご契約上の責任(保障)を開始します。 ●ご契約日は、責任開始日の属する月の翌1日です。 ●この特約を付加した場合、第1回保険料のお払込前のご契約には払いもどし金はありません。 ●この特約のみの解約はできません。 ●この特約の中途付加のお取り扱いはありません。 |

*1 責任開始期以後に発病した疾病を原因とした場合に限り、保険料払込免除事由および3大疾病一時金のお支払いについて詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

*2 上皮内ガンは除きます。また、保障の開始(責任開始日)から90日以内に診断確定された場合は、保険料のお払込みの免除および3大疾病一時金のお支払いはいたしません。

年金支払開始日の前日までにかかる費用(以下の各費用の合計額をご負担いただけます。)

保険関係費

保険関係費とは、主契約の保険料または積立金から控除される諸費用です。保険関係費の細目は下表のとおりです。

| 保険関係費の細目 | 取扱内容 |
|-------------------------|---|
| ①保険契約の締結および保険料の収納に必要な費用 | 特別勘定への繰入の際に主契約の保険料*1から控除します。 |
| ②保険契約の維持に必要な費用 | 積立金額に対して年率0.498%(0.498%/365日)を乗じた金額を、毎日、積立金から控除します。*2 |
| ③特別勘定の管理に必要な費用 | |
| ④災害死亡保障に必要な費用(危険保険料) | 積立金額に対して年率0.002%(0.002%/365日)を乗じた金額を、毎日、積立金から控除します。*2 |
| ⑤保険料払込免除に関する費用 | 3大疾病保険料払込免除特約(一時金付)を付加した場合は、付加した特約による保険料払込免除に関する費用(被保険者の性別、年齢などにより異なります。)を主契約の保険料(任意一時払保険料を除きます。)から控除します。 |

*1 任意一時払保険料を含みます。

*2 「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加した場合は、第1回保険料(年払の場合は、1回目に繰り入れる月払保険料をいいます。)の特別勘定への繰入の際に、ご契約日から第1回保険料繰入日前までの費用としてアクサ生命所定の方法で計算した金額を積立金額から控除します。
 ※保険関係費(上表①～⑤)の総額は、契約年齢、性別、保険料払込期間などにより異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。
 ※主契約の年払保険料は分割し、月払保険料として毎月特別勘定に繰り入れます。

| 項目 | 費用 | ご負担いただく時期 |
|---|--|---|
| 運用関係費※ | 安定成長バランス型 投資信託の純資産額に対して年率0.44990%程度*1 | 特別勘定にて利用する投資信託において、毎日、投資信託の純資産額から控除します。 |
| | 積極運用バランス型 投資信託の純資産額に対して年率0.50355%程度*1 | |
| | 日本株式型 投資信託の純資産額に対して年率0.06050%程度 | |
| | 日本株式プラス型 投資信託の純資産額に対して年率0.82600%程度 | |
| | 外国株式型 投資信託の純資産額に対して年率0.06160%程度 | |
| | 外国株式プラス型 投資信託の純資産額に対して年率0.49500%程度 | |
| | 世界株式プラス型 投資信託の純資産額に対して年率0.74300%～0.77300%程度*2 | |
| 新興国株式型 投資信託の純資産額に対して年率0.55000%程度 | | |

| | | |
|--------|---|---|
| 運用関係費※ | SDGs世界株式型 投資信託の純資産額に対して年率1.27000%程度 | 特別勘定にて利用する投資信託において、毎日、投資信託の純資産額から控除します。 |
| | 外国債券型 投資信託の純資産額に対して年率0.06160%程度 | |
| | 世界債券プラス型 投資信託の純資産額に対して年率0.57200%程度 | |
| | オーストラリア債券型 投資信託の純資産額に対して年率0.34100%程度 | |
| | 金融市場型 投資信託の純資産額に対して年率0.03575%～0.50600%程度*3 | |

※運用関係費は、主に利用する投資信託の消費税等がかかる場合はそれらを含む総額の信託報酬率を記載しています。

※運用関係費は信託報酬のほか、信託事務の諸費用など、有価証券の売買委託手数料および消費税などの諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量などによって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。

※運用関係費は、特別勘定の廃止もしくは統合・運用協力会社の変更・運用資産額の変動などの理由により、将来変更される可能性があります。

*1 「安定成長バランス型」および「積極運用バランス型」の運用関係費は、主な投資対象である投資信託の信託報酬率を基本資産配分比率で加重平均した概算値です。各投資信託の信託報酬率はそれぞれ異なりますので、各投資信託の価格の変動などに伴う実際の配分比率の変動により、運用関係費も若干変動します。

*2 「世界株式プラス型」の運用関係費は、各月の前月における日次の純資産額の平均値に応じて毎月見直されます。

*3 「金融市場型」の運用関係費は、各月の前月最終5営業日における無担保コールオーバーナイト物レートの平均値に応じて毎月見直されます。

解約、ユニット・リンク払済年金保険への変更時にかかる費用

| 項目 | 費用 | ご負担いただく時期 |
|------|---|----------------------|
| 解約控除 | 解約日・変更日における保険料払込年月数*が10年未満の場合に、ご契約時の主契約の保険料に対し保険料払込年月数*により計算した額 | 解約日・変更日の積立金額から控除します。 |

※解約控除額は保険料払込年月数*、契約年齢、性別、保険料払込期間などによって異なり、具体的な金額を表示することができません。

*年払の場合は、月払保険料として特別勘定に繰り入れた年月数となります。

積立金の移転にかかる費用

| 項目 | 費用 | ご負担いただく時期 |
|---------|---|--------------------|
| 積立金移転費用 | 【書面による移転申込みの場合】 月1回の移転は無料、2回目からは1回につき2,300円 | 積立金移転時に積立金から控除します。 |
| | 【インターネットによる移転申込みの場合】 月1回の移転は無料、2回目からは1回につき800円 | |

※積立金移転時は、その際必要となる移転費用の2倍相当額以上の積立金残高が必要です。

※積立金移転費用は将来変更される可能性があります。

主契約、年金払特約(06)、年金払移行特約による年金支払期間中にかかる費用

| 項目 | 費用 | ご負担いただく時期 |
|-------|--------------------|-------------------------------------|
| 年金管理費 | 年金のお支払いや管理などに必要な費用 | 年金額に対して1.0%* 年金支払日に責任準備金から控除します。 |

* 記載の費用は上限です。年金管理費は、将来変更される可能性があります。

付帯サービス



- 郵送検査キットによる血液検査サービス

※上記サービスはサービス提供会社が提供します。
 上記サービスはアクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。